

議案十五号

農業委員会委員の推薦を求める件

農業委員会并に附する法律第十二条により三朝町農業委員会委員の推薦を求める。

昭和三十三年七月十八日提出

三朝町長

坂出雅

昭和三十三年七月十八日議決

三朝町議会議長

天野素

農業理由

農業委員会并に附する法律第十二条によつて議会の推薦した委員を、選任いたし度いので此の推薦を求めるため提案した次第であります。

五名



農業委員会并に關する法律（抄）

★十二條

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならぬ。

- 一、省略
- 二、当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者五人以内

（所掌事務）  
★六條

- 一、農業委員会はその区域内の次に掲げる事項を処理する。
  - （一）農地法その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）の利用關係の調整及び自作農の創設維持に關する事項
  - （二）土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換介合及び二九に附隨する事項
  - （三）前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項
- 二、農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に關する事務を行うことができない。
- 一、農地等の利用關係についてのあつせん及び争議の防止に關する事項
- 二、農地等の交換介合のあつせんその他農地事情の改善に關する事項
- 三、農業及び農村に關する振興計画の樹立及び突施の推進に關する事項

四、農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業

五、農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究

六、農業及び農民に関する事項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及

び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又

は、その諮問に応じて、同項に掲げる事項に對する市町村長その他の市町村の

執行機関の法令、条例を含むもの規定に基く権限の行使を妨げない。